

令和5年 第3回定例会

産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和5年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和5年9月8日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員 長	堀 真
委員	松林 敏	委員	浦川 圭一
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 福本 美也子

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾
(土木管理課)

課長	山崎 禎三	課長補佐	日名子 達也
課長補佐	山口 亮	係長	伊藤 央
主査	川田 陽介	主査	吉村 尚倫

(都市計画課)

課長	前田 将範	課長補佐	中嶋 敏純
課長補佐	山本 公司	主査	山田 傑
主査	久保 竜太		

教育次長 山本 昭彦
(学校教育課)

参事	津々木 晶子	課長補佐	峰 修子
----	--------	------	------

(生涯学習課)

課長	中尾 盛雄	課長補佐	細田 浩子
課長補佐	原 雅美	係長	岩瀬 博暢

本日の委員会に付した案件

議案第48号 令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）

議案第57号 令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時29分

閉会 11時54分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。時間より少し早いですけれども、定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和5年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。本案について提案理由を求めます。まず学校教育課、それから続いて生涯学習課ということで、提案理由をお願いいたしたいと思います。

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員の皆さまおはようございます。学校教育課長の鳥山でございます。それでは令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の学校教育課所管分につきましてご説明いたします。よろしく願いいたします。まずはじめに歳入につきましてご説明いたします。長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の6、7ページをお願いいたします。6ページの下から2つ目となっておりますが、17款寄附金1項寄附金6目教育費寄附金、7ページになりますが、これも下から2つ目となっております。2節中学校費寄附金でございます。町内企業より地域スポーツ活動の振興に活用していただきたい旨の寄付金を頂戴いたしました。中学校教育振興費としまして、地域スポーツ活動の消耗品費や備品購入費などに全額充当いたしたいと考えております。以上が歳入でございます。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。説明書の16、17ページとなっております。16ページの下から2つ目になりますが、10款教育費3項中学校費2目中学校教育振興費、17ページをお開きください。下から2つ目になります。10節需用費17節備品購入費でございます。先ほどご説明いたしました寄付金を地域スポーツ活動で活用させていただきます。具体的には、バドミントンのシャトルやソフトテニスのボールなどの消耗品費、また、弓道の弓といった備品購入費を計上しております。以上が歳出でございます。これで学校教育課所管分の説明を終わります。ご審査方よろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

続きまして生涯学習課の提案理由を求めます。

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

皆さまおはようございます。それでは令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）生涯学習課所管分についてご説明いたします。説明書の歳出の部16、17ページをお開きください。下段部分になります。10款6項5目文化施設管理費になります。10節需用費の修繕料、こちらで文化ホールの非常灯照明器具の取り替え費用を計上しております。次のページになります。18、19ページになります。同じく10款7項1目保健体育総務費になります。8節旅費では、当町のスポーツ推進委員会が令和5年度優

良団体表彰という形で受賞されております。それに伴う表彰式典参加旅費を2名分計上しております。同じく7項2目になります。体育施設管理費になります。14節工事請負費は、テニス広場にありますが腐食して現在は使われておりませんが街路灯があります。その分の撤去費用を計上しております。以上が生涯学習課の補正予算関係でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、学校教育課について質疑を行いたいと思います。歳入歳出もう含めて質疑を行います。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

皆さんおはようございます。学校教育の方に地域型クラブ活動について寄付金が30万円ほど入っておりますけども、これはクラブ活動資金が足りないことは十分知った中で、こういう企業から寄付を受けたということは大変うれしく思っております。これは1社からの寄付金でしょうか。それから確認をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

今回の寄付につきましては、1社になっております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

1社ですね。ずっと私も地域クラブ活動については、いろんな説明を聞きながら本当に資金が足りないということで、いろんなそういう協力者がいればいいなという思いでずっと応援はしてきております。ただ、その企業が今後そういったことで増えていただければいいんですけども、そういった意味で寄付ですから呼びかけとか何とかないかも分かりませんが、そういった企業に対しての手段的な方法を何か打っておられるのか、お聞きして終わりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

寄付なものですから全面的に願いを打ち出すというわけにはいかないんですけども、今回寄付を頂いた企業に対して、感謝状を先日町長の方から送っていただきました。その様子につきましては広報ながよの方に掲載いたして、こういう大変ありがたいものを頂きましたという広報であるとか、地域スポーツ活動の通信もホームページ上であげております。協賛したり寄付を頂いた企業のお名前等を掲示しながら、こういう取り組みがあるんだなあというのをじわっとお伝えできればなと思っております。

す。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ありがとうございました。そういった意味では次の企業、それぞれの企業以外でも広がればいいなと思っておりますので、ぜひ多くの寄付金が集まればと思っています。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

僕も寄付金のところが気になって、企業からの寄付金ということで、これは町外の企業だったら企業版ふるさと納税ということで、税金とかの控除とかあると思うんですけど、町内の場合はどんな扱いになるのか教えていただき、それは税務課に聞かなければいけない話か。そうですね、町外の企業だったらいくらか控除がありますということで、あと公表的な町民への何ていうんですかね。こういう企業からもらいましたよという案内が今さっき載せられるってことだったと思うんですけども、何かメリットがもう一つないのかなと正直思ってます。その辺はその企業とかにアナウンス的なものは何か、こんなこと言ったらあれなんですけど、町外の人だったら税金がちょっと安くなると、そういった部分が町内の企業だとないっていうのは、何か新しくできないかなとはちょっと思っていたんですけど。税務課に聞かなきゃいけないやつですかね。すいません。ちょっと取り消しさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員、所管が学校教育課で答えるべきものではないかと思うので、取り消しでよろしいですか。申し訳ないです。

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほど答弁でバドミントンシャトルとソフトテニスボールというところで、大体どのくらいその購入費に充てられるのか、これがですね。その地域スポーツ活用というところで、3中学校の分のまとめてっていうところで、ちょっとそこら辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

消耗品費のお尋ねでございました。そこにバドミントンのシャトルやソフトテニスボールなどと付けさせていただきましたけれども、他にも卓球のボール、ピン球であるとか、他の消耗品等もございます。備品購入費、今回は弓道の弓が備品購入費であって、

もう30万円のほとんどは消耗品費に充てさせていただいているような形になっております。細かい数字につきましては、すいません、ちょっと用意をしなかったもので、申し訳ございません。ごめんなさい、ありますので、すいません。

○委員長（中村美穂委員）

津々木参事。

○参事（津々木晶子君）

ご質問いただきました消耗品の具体的な数量かと思うんですけども、バトミントンのシャトルにつきましては20本を予定してまして、今見積書を頂いている金額で申し上げますと6万9,982円となっております。またソフトテニスホールにつきましては、練習球を240個購入予定になっておりまして、7万7,600円というふうになっております。今の地域スポーツ活動につきましては、みんな3つの中学校集まって活動しているということがありますので、全ての中学校の生徒が使用するということになります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

ないようですので、学校教育課の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、生涯学習課の質疑に移りたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

17ページの修繕での245万円ですが、文化ホールの修繕料ということで、これなんか突発的に何かが起こって修繕を迫られたというようなものなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この分につきましては、定期検査を行ったところ、どうしても非常用の設備の部分で、ライトとか、照明ですね、その分がどうしても法的にあまり良くないということで、この際もうきれいに全部してしまおうという形で今回計上しております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

さほど大した金額じゃなかったもんですからね。基本的には前年度の当初予算の編成のときに、こういうのはその点検とかそういうのはやるもんじゃなかったのかなと思って、ちょっと質問したところだったんですが、そこでは分からなかったということでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この分につきましては当初予算でも計上させていただいておりました。ただし、空調設備等で緊急的に他の修繕をしなきゃいけなくなったために修繕費を全部そちらの空調関係の方に特に使ってしまいまして、今回この分予定していた分がちょっとできなくなりました。その分を計上させていただいたということになります。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それでは既定予算が不足して新たに予算を追加するというような意味合いのものですよね。そういうことですね。分かりました。

次の19ページの工事請負費ですけども14万3,000円、これもともと工事請負費はゼロだったんですか。ゼロにプラス節がなくて、新たにこの工事が出てきたんで14万3,000円の補正というものなのか、それとも工事請負という節がいくらかあって、それであえてまた14万3,000円ですからね。補正で扱う金額かなと思って今質問してるんですけども、どうしてもこれもお金が足らなかったとかいう理由なんですか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この工事請負費につきましては、当初予算で計上しておりませんでした。ただし、どうしても根本部分の腐食が激しくなったというのを確認して、もうやっぱり安全性を考えると近々に撤去した方がいいだろうという形で今回計上させていただきました。当初の中ではもう決まり決まった工事費のみしか今のところできなかったもので、予算が足りなくなりまして、今回計上という形になりました。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

当初予算で他の工事請負費もあったということですよ。執行残とかかき集めはこれくらいなかったんですか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

現在当初予算で全て見積もりを取りましてやっております。そのため、やはりどうしても執行残というのが少ない、今回も足りなかったという形で今回計上させていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

17ページの文化ホールの照明の件なんですけど、これはもう定期的に変えられてるんでしょうか。それとも文化ホールといってもたくさん照明いろいろありますが、どこの部分を、外の部分なのか舞台の分といろいろあると思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

ここにつきましては単なる照明じゃなくて、先ほど説明で申しました非常用の照明ですね。ですので、どうしても停電になったときに小さい豆電球がついたりとか、非常口がこちらにありますよとか、その案内版とかを含めて全ての非常灯の設備を今回やり直すということになります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで生涯学習課の質疑を終わります。

教育委員会の方、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第48号の土木管理課所管分についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは議案第48号令和5年度一般会計補正予算（第4号）の土木管理課所管分につきまして、ご説明申し上げたいと思います。補正予算の説明書によりご説明申し上げます。歳入からご説明いたします。補正予算説明書の8、9ページをお開き願います。ページ下段の21款町債1項町債3目土木債2節道路橋りょう事業債でございます。道路維持補修事業充当起債につきまして、令和5年4月に嬉里郷あやめ幼稚園横の町道3工区10号線におきまして、道路および河川護岸に亀裂が生じたところから、補修工事の財源として起債の借入れを行うものでございます。当該道路は、長崎県が管理する2級河川長与川の河川護岸上にある町道となっております。道路と河川護岸の一体的な工事が必要なため、長崎県と町とで護岸工事の協定を締結した上で長崎県が事業主体となりまして補修工事を行い、町は道路工事に係る費用を負担金として支出するものでございます。

続きまして、歳出でございます。16、17ページをお開き願います。8款土木費2

項道路橋りょう費 2 目道路維持費 1 8 節負担金、補助及び交付金でございます。県事業負担金につきまして、先ほど歳入でご説明したとおり町道 3 工区 1 0 号線の補修工事に係る町負担金でございます。延長は約 5 0 メートルで道路舗装や L 型擁壁、ガードレール設置等を行うものでございます。次に、同ページの 8 款土木費 5 項都市計画費 4 目街路事業費 1 2 節委託料でございます。測量設計委託料につきまして、町道西高田線の新設区間におきまして道路のり面に変状が確認をされております。対策工法の検討のための地質調査を行うものでございます。のり面の変状が確認された部分につきましては、西高田線の区間と現道拡幅区間を接続する三差路より役場側の方に 8 0 メートルぐらい戻った所の役場側から見て右側ののり面になるものでございますが、それに加えて西高田線の反対側ですね。左側ののり面調査も行うこととしております。関連いたしまして、同目 1 4 節工事請負費でございます。街路整備事業費につきましては、先ほどご説明いたしました町道西高田線の道路のり面の変状が確認された区域におきまして、安全対策のため対象区間の歩道上に仮設防護柵の設置を行うものです。工事延長につきましては約 5 0 メートルで、高さ 3 メートルの防護柵を設置する予定でございます。続きまして戻りますが、補正予算書 4 ページをお開き願います。第 2 表地方債補正の道路橋りょう事業は、先ほどご説明いたしました町道 3 工区 1 0 号線の補修工事に伴いまして、限度額を変更するものでございます。以上で土木管理課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出 8、9 ページそれから 1 6、1 7 ページ、4 ページの分も全て通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

質疑じゃなくてせつかく図面を持ってきていただいているから、ちょっと説明を頂ければと思うんですけどね。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

ご説明します。まず、あやめ幼稚園横の道路工事の方ですけども、定林橋を過ぎまして三彩橋の方に抜ける脇道ですね。3 工区 1 0 号線、こちらのちょうどこう左に曲がる部分がありますけども、ここから 5 0 メートルぐらいが工事区間になっております。4 月の末ですけども道路に亀裂が 3 0 メートルから 4 0 メートルぐらい入っておりまして、確認すると河川護岸の方にも亀裂がございました。道路舗装だけやり替えてもまた同じようなことが想定されますので、河川護岸と道路の舗装を一体的に工事する必要があるということで、河川管理者である長崎県の方が施工主となって工事を行うものでござい

ます。今回9月補正で計上させていただきましたが、5月から8月にかけて地質のボーリング調査とか、あとは設計というのを県の方で行っておりまして、やはり実際調査してみると軟弱地盤でございまして、ある程度地質改良も必要になると。あとは護岸の強化も必要になるということで、今回一体的に工事を行うものでございます。工事期間は今年度中に終了する予定でございまして、ただ交通規制が一部必要になります。ここからここまで全面通行止めという形になります。一応今月中に県の方が入札を終わるという予定ということで伺ってますので、その後県の方と協定を結びまして、町の方の負担金がちょっと精査されて決まってくるという形になります。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

それでは西高田線の方の説明をさせていただきます。場所につきましては、こちらが長与町役場の方でございまして、ここはちょうどパチンコ屋がある所、こちら辺がイオン、道路が入っております。この部分ちょっと黒く塗っておりますが、これが今もう施工が終わっている状況でございまして、ちょうど今回の分につきましては、この部分のこちら側ののり面という形になります。写真で見ますとこういうふうな形、皆さんご存じだと思いますがこういうふうな形になっておりますが、ちょうどこの部分、縦に側溝がありますが、ちょっと隙間が開いてる。ちょっと浮き上がってる状況が見て取れると思います。この部分につきましてボーリング調査、まず委託料の方ですね。ボーリング調査をこちらの方に3カ所、反対側対面の側に3カ所、計6本を地質調査をさせていただきたいと考えております。あと工事費の防護柵につきましては、こちら側に約50メートル、高さが約3メートル、安全対策のために柵の設置をさせていただきたいと思っております。工事内容とすれば、今年度中に委託および工事の方は終わらせたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今工事箇所についても図面によって説明がありましたけれども、質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

あやめ幼稚園の所の工事なんですけども、川の土羽っていうかのり面をやり替えるっていう工事だと思うんですけど、上水の取水口のすぐ近くというちょっとデリケートな部分だと思うんですけど、そんな今年度中に終わるような工事になるのかどうか。その辺、大丈夫なのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

おっしゃるように河川護岸については水が張っている中での工事になるんですけども、本来なら水位を下げたところで施工ができれば非常に工事がしやすいところではありますが、長与川は飲み水ということで河川の水位を下げると取水ができないっていうのもございますし、斉藤の方では農業用水としての利用もありますから、現在の河川の水位は下げずにそのまま施工する工法がございまして、そちらの方を県の方は採用して工事をする予定となっております。一応、今年度中に完了する予定です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどの説明で地盤の軟弱化とかいうことも出てましたけれども、非常に例えばこれから災害ですね、雨風がひどくなって台風とかどんどんちょっとそういった災害があったときに、こういった軟弱地盤だと非常にこの先、大変他にもまた同じようなところが出てくるんじゃないかなという懸念をするんですが、その辺りはもうここだけ、その調査の結果、ここだけの範囲だったということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

数年前に三彩橋の下の河川護岸が崩れたと思うんですけども、一応そのときに県の方も他に危険箇所がないかというのは、一定調査をしております。ただ、そのときは大丈夫だったんでしょうけども、やっぱり数年たつと河川の方も状況も変わってきますから、今回この場所が崩れたということになります。今後は全体的な計画的な工事というのはちょっと県の方の範疇になるので、その辺はちょっと分かりませんが、その都度危険な所が出てきたら工事するという形になるのではないかなとは思われます。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

河川の話になってますが、町としても河川の上は町道と。道路が走っております。道路の方の亀裂等々も十分注意をしながら観察をしながら、その都度河川の方と話をしたいと思っておりますので、町としても十分観察はしてまいりますので、その分町民の皆さんと一緒に対策を取っていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

負担金で3,500万円ということで、基礎事業費でしたらどれぐらいのものなんですか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

総事業費は約7,000万円というふうに伺ってます。今後県の方で入札を行う予定になっておりますので、実際はそれよりは下がるのではないかなと思われま

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あと、その軟弱地盤ということで先ほど説明をされたんですけども、護岸自体も下がってるんですか。護岸自体が。部分的なもんなんですかね、それは。三彩橋の下の左岸の方も1年から2年ぐらい前ですかね。原因は同じようなものということなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

今回の原因につきましては、河川護岸が落ちて道路が下がったのか、それとも道路に最初に亀裂が入ってそこから水が入って河川護岸が落ちたのか、その辺りは詳細なことはちょっと分からないような状況でございまして、河川の護岸の上に道路構造物という非常に重いものが載ってる状況ですので、一定その河川の護岸にもかなり負荷をかけているような状況でもございます。どっちが原因で崩れたっていうのがちょっと分からないんですけども、実際やっぱり試掘をしてみるとすいてるっていうか、中がちょっと軟弱な状態ではありましたので、今回そのコンクリートとかも混ぜて河川護岸を強化して、道路舗装の方もやり替えるという形で考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

原因が軟弱地盤ということでこういうふうに下がったんだということで聞かされますと、ずーっと長与川というのはあるわけですから、相当私どもも心配なってくるわけですね。ぼこぼこぼこ落ちてこないかなと思ってですね。ただ、もう何十年ももってはきとるわけですね。ここにきて何でこういうことが発生したかなあというのがあって、単純に軟弱地盤だったらもう早々と下がっていたんじゃないかという気もするものですね。県の方は下の工法と同じように、もう水は下げないで施工をするということですか。いつぐらいは先ほど言っていたみたいですね。今年度中には完成するということですね。分かりました。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと松林委員に関連してですけども、水利の関係ですけども、今技術的には水量を下げないでもできるということで答弁がありまして、それで農業用水にも使うということで斉藤は水田が多くて今のところは使えますけども。もう米もあと1カ月ぐらい水を要らないということもあるので、農業用水のためだったらもう意外と要らないから下げてもいいんじゃないかなという思いがするんですけども、人の飲み水ということでそれも大事ですけど、その辺はやっぱり農業用水というところで、少し水位を下げた方が仕事しやすいんじゃないかなという気持ちがするもので、ちょっと質問をさせていただきました。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

ご配慮ありがとうございます。一応工事に当たっては水道局の方のご意見というのも県の方から伺ってまして、やはり水位下げるのはちょっと難しいというふうなご回答でございました。6月から10月にかけては出水期ということで雨も大量に降りますけども、特に秋冬にかけては例年やっぱり水が不足するというのもございますので、やっぱり水道局としては、水位を下げたくないというのがお考えかなと思われま。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

僕はちょっと非常に心配してるんですけど、さっき浦川委員が言ったように、三彩橋から斉藤の方に行くのも2年ぐらい前にだいぶやりましたね。そして今回また、同じ地区の所の今度右岸の方に亀裂が入ったということ。それともう一つは岩淵神社から奥の方は埋め立ての方で、まだいまだに少し土地が動いているという、これはうわさでしょうけど、あるんですけどね。だからこれはもう全体的にやっぱりあの地域は水がめとして使ってるわけでしょう。だからファブリダムがあそこにできてるわけですから、そこについて全部を僕は調査する必要があると思います。もう三彩橋の右手の方、こっちから行って左岸の三彩橋の先の方があれして、また今度こっちがなったということは、あの地域は少しやっぱり用心しないとイケない。それとあと今度水道局から言わせれば、この取水口が三彩橋から少し上の方に上がるっていうふう聞いてます。だからそれとの因果関係も出てくるから、この際やっぱりその調査をこの地域全体やるべきだと思うんですけど、その辺についてはどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

ご心配についてはごもっともだなというふうに思っております。今回調査をしたところで地盤改良が必要だというふうなことで、調査結果に基づいて必要な範囲を地盤改良するような形でそういう立て付けで話を聞いております。もう全体的なまたその地盤の調査とか、そういった部分につきましては、今後河川課とその辺の要望も含めて協議をしてみたいというふうに思っております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私が言ってるのはだから、今亀裂が入った所の付近だけの調査じゃなくて、やっぱりあの地域はその一番水がめになって水を溜める所ですよ。だから今度もそれを水位を下げないで工事をせざるを得ないということで、それはもう水を溜めてるから、水タンクと一緒にですからね。だからできないってことでしょうけど、最近あまりにもこの地域がやっぱりあまり広い地域だと僕は考えてないですよ。要は斉藤地区の結局旧207号線ですね。あそこまで結局その舟津橋ぐらいから、そしてその三彩橋の手前ぐらいを含めた中で調査をした方がいいんじゃないかなと僕は思ってるんですよ。この辺がどうしてもこう少しずれてるような感じがしてるんですよ。だからそれについてはやっぱり僕はやるべきだと思う。そうしないと水がめがもう一発やられると、もうどうもなくなってしまいます。それについて部長の見解をちょっと聞かせてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

委員おっしゃるとおり三彩橋であつたりとか、あやめ幼稚園の前とか陥没して、今後もそういった河川の亀裂とか陥没等もないとは言い切れない部分もございますけれども、これが長与川ということで2級河川で県が管理をしている。また旧207号についてはまた県管理、それから反対側については町道がございます。そういったことで県と町と管理区分がいろいろありますので、その辺はまた県とも十分協議をしながら、今ここでするというふうな回答はできませんけれども、そこはちょっと県の方とそういったことを協議をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

西高田線の方なんですけど、これは造ったばかりですよ。1,000万円の委託料でボーリングを何本かするというようなことだったんですが、もともとの地形を見れば山があったところをオープンカットして、今の断面にしとるわけですよ。その時点で切り目の状況辺りを見て工事はされたんでしょうけど、造ったそばから斜面が茶色にな

るようにそういう状況だったと思うんですが、私はもうだからここは完全に裏の水が地下水が抜き切れないような施工をされてるんじゃないかなと思うんですよ、これ。その裏に溜まったものが現状のようにこういう状況を作り出してんじゃないのかなあと思うんですね。だから1,000万円もかけて設計委託、ボーリングに係る分が大きいんだとは思いますが、それは必要なのかなと思うんですが、ボーリングで何をみたいわけですかね。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

西高田線につきまして委員がおっしゃるとおり、もともとの地山をカットして切り土を行って吹き付けをしてるところでございます。ご指摘のとおり水が出ていないんじゃないかということもございます。今現在、地質調査、ボーリングを計6本行うようにしておりますが、6本の部分で要は岩の中にはいろいろな岩がございまして粘土鉱物という岩がありまして、これがちょっと水を含んだら膨らむような岩でございます。そういった岩が入ってるかどうか、それとまた他にそういった性質のものがあるかどうか、その辺を調査をもう一度させていただいて、それと委員おっしゃるとおり水の部分出てるのかどうか。その辺についても同時に調査をさせていただければなというふうに考えて、左右3本させていただければなというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そののり面の内層を見たいというのであれば、もともと山があった所を切っているわけですから、例えば今回どこのボーリングをするのか私ちょっと分からないんですが、今このコンクリートで吹き付けをしてる面を一部切り取って、その斜面を見ればだいたいそれが分かるんじゃないですかね。どこのボーリングでどこを見るのか私はちょっと見当も付かないんですけど。今のり面のちょっと例えば5メートル裏にボーリングを掘ってみますとかなれば、それはそれでその層はだいたい分かるとは思いますが、今の所を切った所も切った面があるわけですから、その部分を今の吹き付けを切り取って、じっくり見ればボーリングどころじゃなくきれいに見れると思うんですよね。なんでボーリングが必要なのかなというのが、私は今の説明を受けてなおさら分からんようになったんですけども。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

今の表面の部分、もう今もう吹き付けていますからちょっと今は分からないんですが、その当時の写真等も見てみました。調査をさせてみましたけど、ちょっとその写真では

なかなか分からない状況でございました。当然最終的な工法をこちらの方も考えなければいけない。最終的に一番いいのがアンカー工でございまして、そうするとアンカーで打ち込んで留めるという方法も考えなければならないということで、そうするとその岩、最終的なアンカー工を最終的に打ち込む所はどのくらい長さがあるのか、その辺の調査も当然必要になるかというふうに考えております。従いまして委員ご指摘のところは分かりますが、今の状態ちょっと分からないということと、もう一度、施工が平成の28年かそのぐらいだったと思います。それからしますとまだ10年はたっていないんですが7年ほどたっておりますので、それではどのぐらい、昔の岩の調査もありますので、それとの比較もさせていただいてどういった工法がいいのか、その辺について検討させていただきたいと思ひまして、今回調査をさせていただくということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この工事請負費の2,000万円というのは、何をそしたらされるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

2,000万円につきましては、やはりもしその万が一、今岩の上に金網、ラスと言いますが、金網を張ってコンクリートで吹き付けをさせていただいる。先ほど写真で見させていただきましたが、ちょっと岩と金網の間に隙間がある可能性がある。ありますのでそうすると、滑り落ちる可能性がある。ですからもしそうなったら下が歩道および車道でございますので、皆さんにご迷惑をおかけしますので、それについて落ちてきても止められるように高さ3メートルの防護柵をさせていただきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

考え方がちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、あくまでも先ほどはもうアンカーとかまで話が出てきて、そういうものの可能性もあるんだということであるならば、例えば設計委託、設計だけまずやって地質調査をしないとイケないというのなら、その上で工法を検討して工事費を上げるべきだと思うんですよ。もう工事費もこういう工事をやると決まっっていて、何のためにボーリングするんだと言えども今度アンカーとかの可能性も探るといことを言われるわけですからね。アンカーとかを打ち込むとなると当然法枠とか出てくる話になりますからね。当然今のこの2,000万円ぐらいでできる話じゃないわけでしょう。仮にそのアンカーとかという工法になってくれば。そうなるならばもう今年この補正でせつかく組んでおられるんで、設計委託だけやられればどうですか。そうせんと分からんでしょう、この2,000万円の工事についての費用というの

は。全くこうやってみてその結果に応じて工法を決めるということでしょう。その中にはアンカーとかという可能性も出てくるということと言われるわけですね。じゃあ2,000万円でどういう工事をされるんですかって言ったら、今の吹き付けの浮きの部分の対応をどうにかするとかってというような話をされてるんですけども。細かく決まる前に一応委託を先に済ませて、測量設計で委託調査を済まして設計を組んで、それからある程度事業費を掴んだところで、どうしても今年の12月でも3月でも、でき次第、ある程度金額を掴まれて計上はされた方がいいんじゃないのかなとちょっと思ったんですが。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

委員のご指摘のとおりだと思います。ちょっと私の先ほどの説明が足らずに申し訳ございません。工事費につきましては防護柵のみです。防護柵のみの工事費として2,000万円計上をさせていただいております。調査についても今年度させていただきます。それで今後の工程でございますが、今年度は地質調査と防護柵のみ、令和6年度になりまして、その調査に基づいて詳細設計をさせていただきます。令和6年度初めにですね。それで調査設計が出たら工事費が出ますので、それを6年度の途中から工事をしだして、恐らく7年度までかかると思います。6年度、7年度で工事を最終的な決まった工法で工事をさせていただく、先ほどアンカーという話も出ましたが、アンカーも含めてどういった工法がいいか、それについて工事費も変わってまいります。委員がおっしゃるとおりアンカーするのかそれによって、工事費が全然変わってまいります。従いまして、それについては6月途中から工事をさせていただきたいというふうな工程となります。説明が至らず申し訳ございませんでした。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今の土羽の上にアップルタウン、住宅が幾らかあると思うんですけど、その辺の調査とかはされてるかどうかっていうのと、あとイオンタウンより役場側の方ののり面もひびが入っていたりとか、あの辺の調査とかはしないのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

のり面の上の団地についてまずお答えをさせていただきます。今回調査を地質調査を3本、右側につきましても3本させていただきます。その調査の中でその調査結果をもって必要かどうか、これについて判断をさせていただければなというふうに考えておりま

す。それともう1点、役場側こちらののり面は大丈夫かというご質問にお答えをさせていただきます。それにつきましても現在観察はさせていただいております。それについても観察でこれも今回の分とあんまり変わらんよねというところになれば、それについては当然調査なりさせていただきたいというふうに考えております。あそこは当然ご存じのとおり、すぐ下が歩道でございます。通学路も配置しておりますので、安心安全のために今後も観察は続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第57号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

それでは令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の決算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。まず歳入でございます。決算書の6、7ページをお開き願います。1款国庫支出金1項1目1節土地区画整理費補助金につきましては、調定額4億4,780万7,000円に対し、収入済額は、3億5,937万4,000円でございます。これは高田南土地区画整理事業に対する国からの補助金となっております。内訳としましては、備考欄に記載のとおり活力創出基盤整備総合交付金3億1,580万6,000円。市街地整備総合交付金3,686万円。地域住宅支援総合交付金670万8,000円でございます。また収入未済額として8,843万3,000円を計上しておりますが、こちらは翌年度への繰越事業費となっております。続きまして

2款県支出金1項1目1節土地区画整理費補助金につきましては、調定額9,196万400円に対しまして、収入済額は7,371万7,800円でございます。こちらは土地区画整理事業に対する県からの補助金で、補助額は国庫補助対象事業費の10%となっております。また、収入未済額としまして1,824万2,600円を計上しておりますが、こちらは翌年度への繰越事業費となります。続きまして3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金につきましては、調定額4億8,657万5,215円に対しまして、収入済額は4億1,082万4,215円でございます。こちらは主に高田南土地区画整理事業における町負担分の事業費となっております。また、収入未済額としまして7,575万1,000円を計上しておりますが、こちらは翌年度への繰越事業費となっております。続きまして、4款繰越金1項1目1節繰越金につきましては、調定額および収入済額ともに578万2,796円でございます。こちらは区画整理特別会計における前年度の実質収支でございまして、繰越金として令和4年度に予算を計上したものでございます。続きまして、5款諸収入でございますが、1項1目1節町預金利子は、調定額および収入済額ともに348円でございます。続いて、2項1目1節高田南地区保留地処分金は、調定額および収入済額ともに15億7,647万1,564円でございます。主なものとしまして、106街区一括施工によりセキスイハイムに販売しておりました保留地の残金の収入、約12億4,200万円、それと3工区と言いまして、高田越トンネルの上のさくらの公園より南側の令和3年度末に完成した宅地、そのうち保留地が12宅地ありまして、その12宅地の販売収入、約2億9,700万円などが保留地の売り払いによる収入でございます。続きまして8、9ページをお開きください。同じく5款諸収入4項1目1節雑入は、調定額および収入額ともに1,730円でございます。歳入については以上でございます。こちらの8、9ページの表の下、収入済額の合計は24億2,617万2,453円で、翌年度への繰越事業費となる収入未済額は、1億8,242万6,600円でございます。

続きまして、歳出でございます。10、11ページをお開きください。1款土木費1項1目土地区画整理総務費につきましては、経常的経費でございます。12節委託料高田南土地区画整理事業鳥瞰図等作成業務委託料48万4,000円、14節工事請負費土地区画整理附带工事費、これはフェンス設置工事費になります、44万円。次に2目高田南地区区画整理事業費につきましては、8節旅費と10節需用費が経常的経費でございます。12節委託料につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費として、長崎県へ支払いをしました委託料でございます。予算額で18億7,439万1,000円に対し、支出済額12億332万1,244円で、繰越明許費は6億6,563万5,000円となっております。なお、令和4年度で実施しました主な施工箇所につきましては、後ほど図面にてご説明いたします。続きまして2款公債費1項1目元金22節償還金、利子及び割引料1,888万円につきましては、区画整理特別会計で借入れをしている地域開発事業債の元金償還金でございます。続きまして、2目利子22節償還金、利子

及び割引料12万3,927円につきましては、同じく地域開発事業債の利子償還金でございます。歳出については以上でございます。

次のページ、12、13ページになりますが、支出済額の合計としましては、12億2,344万7,739円で、翌年度への繰越事業費は6億6,563万5,000円でございます。続きまして、14ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額24億2,617万2,000円から歳出総額12億2,344万8,000円。歳入歳出差引額12億272万4,714円のうち、繰越明許費繰越額4億8,320万9,000円を差し引き、実質収支額を7億1,951万5,000円とするものがございます。

続きまして、区画整理特別会計に係る主要な施策に関する成果についてご説明いたします。主要な施策冊子の5ページをお開きください。冊子の5ページ、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への委託料について記載しております。決算額および財源内訳につきましては、歳出1款1項2目12節委託料の支出済額とそれに対する財源内訳を記載しております。事業費の実績につきましては、後ほど主なものについて図面にてご説明いたしますが、本工事費8件、10億5,906万1,000円、補償費3件、3,110万1,000円、測量試験費14件、7,995万8,000円、負担金2件、2,123万2,000円、その他1件、1,196万9,000円となっております。令和4年度末の事業進捗率といたしましては、道路築造65%、宅地造成73.3%となっております。令和4年度決算についての説明は以上でございます。

それでは令和4年度の主な施工箇所につきまして、担当よりご説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

それでは令和4年度の主な事業実施箇所についてご説明を申し上げたいと思います。こちらの図面でご説明を差し上げたいと思います。こちらが高田南土地区画整理事業の全体平面図となっております。図面上方向が北を指しております。位置関係といたしましては、こちらが高田小学校ですね。この辺りが道ノ尾駅、高田越交差点、高田越トンネルを東の方に抜けて、こちらが高田中学校、こちらが浦上水源地というような位置関係となっております。続きまして、右側の上の方にも凡例を示しておりますが、まずこちらのグレーで着色している部分ですね。北部地区であったり道ノ駅周辺であったり、令和3年度に完了した3工区と呼んでるんですけども、こちらが完了箇所となっております。続いて、このちょっと細くて見にくいんですけど、赤枠ですね。ここで囲われてるのが令和2年3月より実施しております高田南宅地整備事業、いわゆる一括施工の区域内でございます。その一括施工の区域内において便宜上工区分けをしております。例えばここが1工区ですね。2工区、3工区、4工区、5工区というふうになっております。続きまして、令和4年度の完了箇所を青色で着色しております。令和4年度は主

に盛り土、切り土等の大規模工事を進めてまいりまして、完了しております。この大規模土工事の中でこちら真ん中の106街区保留地といいまして、令和2年3月に締結しました保留地になっておりまして、こちらの土工が完了して令和5年1月に開発事業者の方に土地の引き渡しを行っております。その後、開発事業者による開発が今も進められております。続きまして、1工区の一部の宅地整備が完了しております。続きまして、図面南東部のこちらののり面と南側の方に仮設住宅があるんですけど、その上の分ののり面工事も完了をしております。最後に黄色で着色している部分が、令和5年度への主な繰り越し箇所でございます。1工区、2工区、5工区の宅地擁壁工でございます。以上簡単でございますが、令和4年度の主な事業実施箇所についてご説明を差し上げました。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の方から質疑を受けたいと思います。6ページから9ページまでが事項別明細書の歳入のところになります。歳入の部分で質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

せっかく図面が来ておりますので、6ページの保留地処分をされた、今年度された分をちょっと図示していただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

令和4年度の保留地処分金の位置でございます。先ほど課長のご説明にもありました106街区のセキスイハイムへ売却をした保留地、こちらの契約残金、引き落としに伴っての残金が入っております。続きまして、3工区、こちらですね。令和3年度に完成した街区のちょっとちっちゃいんですけど、ここに3宅地ですね。ここに2宅地、隣り合わせであります。こちらに2宅地、こちらに2宅地、こちらに3宅地、合計12件売却をしております。3工区の保留地の一般保留地、12宅地競争入札で売った保留地以外にこちら先ほどお伝えした3宅地の横に付け保留地が1件ございました。そちらの契約も実施しておりますので、そちらが収入で上がっているというところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうするとこの付け保留地入れた中で2億1,970万円、これはもう12宅地だけの金額が2億1,970万円ということで理解していいわけなんですか。保留地処分の一番最後の、これが12宅地、2億1,970万円か、2億9,000万円か。僕の書き間違い申し訳ない。付け保留地を入れての、これはそしたらもう12宅地だけの金額という

ことで理解していいんですね。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

先ほど申しました3工区の保留地12宅地につきましては、先ほど申しました2億9,700万円、こちら12宅地で間違いないです。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。歳入のところで。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この保留地の販売の中で2億9,700万円ですね。これで一番高い所の坪の金額というのは、僕も一般質問したんだけど、再度ちょっと皆さんに公表していただけますか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

令和4年度に販売しました3工区の保留地、12宅地の最高の販売坪単価、入札坪単価につきましては約50万円、坪50万円となっております。付け加えますと平均の坪単価につきましては、約42万円という形となっております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうすると今後この保留地についてもこの前例があるので、このような数字になっていく可能性があると思う。その辺についてはどういうお考えですか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

高田南区画整理の保留地の販売につきましては、今後も一般競争入札方式の方で実施したいと考えております。理由といたしましては、やはり高田南区画整理事業自体の事業費ですね。事業費というのがやはり一定大きいということになります。その中で国費であったり、起債、いろいろな金種はございますが、やはり一定の町の単費っていうのがございまして、そちらを少しでも町民の負担を軽くするためにも保留地をできる限り高くお売りさせていただいて、収入の財源としたいということで、一般競争入札での販売を今後もしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと40万円というのを要は住宅にすると、一般住民のことでは所得を持つてる方では、これちょっともう不可能な金額なんですね。これはもう僕も一般質問で言ったんだけど。そうすると少し当初これを結局予定していた金額、ちょっともう一度お願いしたいんだけど、この区画整理事業を当初計画したときの販売の予想金額、それと今回の40万円超す、平均40万円超す、これが整合性があるのかどうかね。だから富裕層は買えるかもしれないけど、一般の方は40万円というのは、ちょっと手が出ないと思うんですね。しかしながら今の回答でいくと、要はずっと競争入札でやっていくということになると、この数字になっていく可能性は大きいですよ。この辺に対しての制限付きの入札制度であったり、そういう部分もやっぱり導入していかなくちゃいけないと僕はそういうふうに思ってたんだけど、これについてはいかがですか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず一般競争入札をするに当たりまして、その入札、予定価格というのを決定します。その中で坪単価が、販売の予定価格につきましては坪単価25万円の設定です。こちらにつきましては、土地鑑定等で適正に土地の評価をした中での予定価格の決定をしております。それをもとに入札をかけていくわけなんですけど、あとはその入札の札を入れる方の思いで、やっぱりどうしても上がってくるところはあるかと思しますので、その上がる分につきましてはちょっとさすがにこちらの方では把握できないところもあるかと思ひますが、一定その土地についての魅力ですね。駅から10分で行くとか、道ノ尾駅に近いとか、長崎市にも近い、道ノ尾駅から長崎駅まで10分という好立地というところもございますので、そういった買われる方の評価といいますか、そういったところがやっぱり高い土地であるかっていうのは間違いないというところがございますので、こちらについては、今までどおりしていこうと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっとしつこいようですが、そのまあ設定を26万円にしてもそれは結局入札すれば高い人が、それだけお金を持つてる人が当然買っていくわけだから制限付きの上限の結局金額、今通常で言う最低制限価格とかなんとかありますけど。そういうのもやっぱりいくらか適用していかなくちゃいけない。これは難しい問題あるけど。それについてもやっぱり検討していかないと、やっぱりその金額がもう全くその数字が上がってしまって、さっき何回も言うように富裕層だけしか買えないようなそういう状況をつくるというのは、あんまりよくないと思うんですね。これはもうあくまでも国費で、税金で造った区画整理事業ですから、やはりなるべく皆さんにね、買う前に対してくじ引き

とかなんとかは、もちろん出てくるわけでしょうけどね。そういう買いやすいようなシステムをやっぱり当然考えていくべきと思う。その辺についてはどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

貴重なご意見ありがとうございます。今回令和4年度に久々にまとまった保留地が出たということで、我々としても久々に売りに出す保留地ではあったんですけども、やはり久々ということもあって周りの方々の期待値もかなり高いような感じで、入札の応募を出したときも問い合わせが結構来て、皆さんの期待値が高かったのかなというところではあります。今後一括施工が終わるのが令和6年度末ですので、実際の保留地にまとまって出すのが令和7年度、2年後になりますけれども、実際今回高かったからといって2年後も同じぐらいの高水準の高さになるのかっていうところは、まだそれはそのときになってみないと、周りの状況も含めてみないと分からないところがあります。1点申し上げておきたいのが、やはり今回その12宅地のうち個人、法人参加いただいたんですけども、落札いただいたのが全て法人だったというところでありまして。落札された業者にその入札に当たっての状況をお聞きしたところ、やはり全部が全部じゃないんですけども、顧客を抱えていらっしゃる業者さんがいて、どうしてもその顧客の方々がやっぱりそこの高田南の土地を取得したいという思いを持って、その法人として顧客の思いを持って参加をされていたというところもございます。なので、課長が申し上げましたように、やはりこの高田南の宅地っていうのはすごくポテンシャルが高い所でもありますし、人気もやっぱり高く、これだけ長期間にわたって事業費もかなりつぎ込んだ土地でありますけれども、やはりそのかいあってかなりいい宅地、皆さんに興味を持っていただける宅地整備ができたというふうに思っております。今冒頭申し上げましたように2年後どうなるか分かりませんが、その周りの取り引きの価格の状況とか、その点も総合的に含めて基本的には今回と同じようなことで考えておりますが、また2年後はその当時の状況を見ながら入札というところで、対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

続きまして歳出の方に質疑移りたいと思います。歳出が10ページから13ページ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと単純に漢字が難しいんですけども、11ページの1款土木費の12節委託料の土地区画整理事業鳥瞰図、ちょっと勉強不足で私も初めて聞くようなあれでしたので、説明をお願いしたい。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

鳥瞰図を簡単に申しますとイメージパース、上から見た、斜め上から見た完成予想図といった形になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この歳入歳出決算の主要な施策に関する、あ、歳出。両方並べてちょっと聞きたかったとのあったものですから。いいです。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

主要な施策も含めて質疑を受けたいと思います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

主要な施策の成果に関する報告書のこの2ページに歳入歳出決算の状況ということで、決算額からずっと数字が縦に並んでいるんですが、ここでちょっと質問をさせていただきたいんですが、歳入歳出の差引残高が12億270万円程度ありまして、その内訳が下に、うち繰越明許費繰越額と5年度の繰越額という金額を示されているんですが、差引残高というのは、今回決算で12億200万円が確定をしましたということだと思うんですね、差引残高が。うち繰越明許費の繰越額というのが、これ何年度から何年度に行くものなのかというのと、下の5年度の繰越額というのがどういう手続きでこの5年度に、5年度って今ですよ。どんな手続きをされてるのかなと。一般的な話をしますと、他の特会を見ていただいてもらえば分かるんですけども、全部この歳入歳出の決算額のこの差額分、剰余金として今議会の補正予算で全部補正予算で上げてるんですよ。それは何でかということ法的に特別会計法というのがありまして、剰余金の処理というのが歳入歳出決算上の剰余金を生じた場合において、特別会計の翌年度の歳入に繰り入れするものとするということで、もう決まり事で決まってるんですよ、これね。だから当然この都市計画の特別会計についても、この12億がまず5年度の予算に繰り入れをしますという補正予算が上げられていけば私どもも分かりやすいんですが、非常に。それが補正もないですもんね、ここはですね。去年も恐らく同じような状況だったと思うんですけども。そしてこの同額のもの内訳が下に繰越明許費繰越額というのが4億8,300万円、5年度への繰越額というのがどういう手続きをとられて、この数字がここに書かれてるのかというのが、私が今ちょっと理解ができないでいるものですから、そこをちょっと説明していただけないかなと思ひまして、質問をします。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

まず主要な施策の2ページの上部に記載しております委員おっしゃられました4行目の、うち繰越明許費繰越額ですね。この金額は令和4年度から5年度に一定歳出で繰越額というのが出てきますので、それに充当する保留地処分金、令和4年度に収入が上がった保留地処分金の分を、令和4年度の事業として5年度に繰り越した分に充当するための記載でございます。恐らく今まではここの数字というのは全く出てきてなかったんですが、今回、保留地処分金が約15億円収入がありましたので、その分を4年度の事業費に充当するために来年度に持っていく繰越額を確定したものでございます。歳入歳出差引残高からこのうち繰越明許費繰越額の4億8,000万円を差し引いた残りが、下の令和5年度への繰越額でございます。これが7億1,951万5,714円というような内容になっております。委員がおっしゃられた補正予算で次の年度にこの実質収支額は上げないといけないという話なんですけれども、そちらについては今のところ最後の3月議会の補正予算でお示ししようかなというふうに考えております。確かに次の年度に予算として見せるように特別会計法であったり地方自治法には記載はあるんですけれども、そちらの時期については特に明記がされておられませんので、3月議会でも十分間に合うというところで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

4億8,300万円、4年度から5年度へ繰り越しということなんですけど、その手続きはされてますか。繰り越しとなると議会の承認が必要になると思うんですけども、どうですか。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

令和5年6月議会の際に報告させていただいております、令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてというところで、こちらの4億8,300万円の方は、報告8というところで報告をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

3月議会で承認を多分取られて6月議会で報告をされたということですけども、それは5年度への繰越額というのは、どういうことなんですか。5年度の繰越額、ここの部分が少なくともここの部分を補正で5年度予算に補正で加えないといけないということ

になるんじゃないんですか、どうなんですか。要は法に書いてあるように、いついつまでにしなないといけないというのは書いてないんですが、先ほど説明したようにですね。特別会計の翌年度の歳入に繰り入れするものとするのが決まりであるものですから、期限を決められてないということですけども、4年度予算ですよ、あくまでもですね。4年度予算を3月ぐらいに動かしたりなんかできるんですか。もう4年度予算は決算すればそれで終わりじゃないんですか。だからその時点で私は9月議会でやっぱり決算認定と同時に、その剰余金については、補正で5年度予算に組み込むというのは、一般的にどこの特会も庁内の特会もそういうふうにされてますのでね。そうするのが、3月ごろにもう4年度予算なんて存在してないですよ、実際。存在していない中で、そこは繰り越し、補正でされた。去年はどうされたんですか。3月補正で今年度予算に補正だから3年度予算は4年度予算に入れたというか。今の時点でしていただければ一番すっきり私ども分かりやすいんですが、非常に難しいように手続きをされてるんで。4年度決算が済んだあとの4年度予算残しました。この予算を3月ごろですよ、もう実態ないですよ、4年度の決算締めてしまったわけですから。それを3月ぐらいに補正なりで5年度予算に補正で組み込みますなんていうことは、できるんですか。どうされていたのかなあと思って。そこら辺もうちょっと詳しく説明を。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

十分な理解を得られるかどうかちょっと分かりませんが、主要な施策の2ページのこのうち繰越明許費繰越額と令和5年度への繰越額は全く別のものとしてお考えいただきたいんですけども、こちらうち繰越明許費繰越額は先ほど申したとおり、6月議会の方で報告をさせていただいております。こちらは令和4年度に想定した事業費があります。5年度に繰越額というのが歳出で6億6,500万円ほどあります。その財源として、国県支出金、保留地処分金、その他ですね。その他が一般会計からの繰入金でございます。そのうち保留地処分金というのが、この4億8,300万円というような状況でございます。続きまして、この令和5年度への繰越額は、令和4年度に充当すべきだった財源を差し引いた、言い方悪いですけども、黒字といいますか、残りの分がこちらの令和5年度への繰越額です。こちらについては委員おっしゃるとおり、必ず次の年度の予算に歳入として組み入れる必要がございますので、こちらについては3月議会の方でお示しをさせていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体論点は固まってきたようなんですが、だからこの7億1,951万5,714円、これを今9月議会で補正で上げるべきじゃなかったのかなと私は思っているんですよ。

決算認定しました。これだけ剰余金が出ました。その分は5年度分の当該年度の特別会計の予算に組み込みましたで、これがもう一番分かりやすいわけですよ。これ3月に3月までこの実態というのは、この4年度予算の残ったお金の実態というのは、どういう扱いになるんですか。同時にされれば他の特会も同時にされて全部出てますかね他の特会はこの剰余金を補正で。分かるんですけど、3月までどんな扱いになるんですか、実態はもう4年度予算ですよ。3月の時点で4年度に予算がまだあるんですって、その他の補正で7億幾らも上げれるんですか。そこがちょっとよく分からないんですけども、それもできるんだと言えばそれでいいのかもしれないんですけど、できれば分かりやすくしていただきたいというのが、あるんですが。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

先ほど浦川委員のご指摘の件につきましては、また財政の方とも協議をした上で今後の対応については決めていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと私も非常に心配してるんですけど、先ほど休憩の中でも話したんですけど、令和4年度末の事業進捗率が道路築造が65%、宅地の造成が73%、これもこの事業は令和6年度までで終了ですよ。それはもちろん結局、清算事業とかなんとかあれば10年ぐらいになるわけだけど、この今のこの繰越明許とか金額を見ていくと、できるのかなということですね。これは町長の約束でもあるので、それを結局絶対やらしてもらわないといけないんですけど、実際今のこの進捗状況の中でできるのかどうかね。回答とすればやりますという回答しかないんだろうけど、現状を少し説明をしていただけますか。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

別紙の方で本日お手元の方にお配りをさせていただいているもののうち、ちょっとカラー刷りで高田南土地区画整理事業（一括施工工程表）っていうのを提出をさせていただいております。これで工程を大規模土工事、それから道路改良、宅地造成工事ということで分けて記載をしております。一番上の赤い色、大規模土工事ですね。こちらにつきましては令和4年度末をもって完了をしております。今現在まさしく一括施工区域内残りの土地の道路改良工事と宅地造成工事を行っているわけなんですけど、道路改良工事については令和7年3月末には完了させるよう今工程を組んで、JVに指示をしながら進めているところです。宅地造成工事についてはその少し前の令和6年9月、10月

辺りの完了ということで緑色で示しております。こういった工程で今進めているところでございます。実際のところは昨日も実際現場にも見に行きまして、長崎県の高田事業所の方の見解も聞いたんですけれども、今令和7年3月造成完了の目標の下、進捗的には予定どおり進んでいるというところを聞いておりますので、私どもとすれば令和7年3月末には、形として造成が完了するのではないかというふうに現在考えております。こちらの主要な施策の方で道路築造が65%、宅地造成が73.3%というところで書いておりますが、こちら道路築造については供用開始をしているもののパーセンテージ、それから宅地造成については、使用収益開始を通知しているものの割合になります。令和7年3月末までに宅地造成自体、形自体は完了するんですけれども、それぞれの地権者の方々に3月31日までに使用収益開始を打てるかどうかというのは、ちょっと事業所との調整が必要にはなってくるんですけれども、形としては造成工事の完了自体は、7年3月末に終わるように今予定どおり進んでいるというところで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のこの工程の話ですけれども、宅地造成が6年度の9月末ぐらいで終わるようなグラフになってるんですけれども、ここはあれですか、水道とか下水道とかガスはどうなのか知りませんが、そういったライフラインの整備とかいいますか、そういったものまで含めて宅地ができ上がるというようなことで、理解をしてよろしいのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

ライフラインについては、やはり本管を道路に入れていく、そこからの宅地への引き込みとなりますので、やはりそういった各宅地への道路からの宅地への引き込みっていうのは、やはりこの道路改良工事とともに進めていく関係上をライフラインまで整って供用開始をしていただけるっていうのは、この緑色の線より遅れる地区が出てくるんじゃないかというふうには考えております。この宅地造成工事については、あくまでも擁壁を組んで区画として整備、造成が完了するのがこの令和6年9月末ぐらいというふうに考えています。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

実際水道、下水道あたりとも協議されてると思うんですけれども、そこぐらいまで含めて宅地の完成というのは、基本的にそこまで含めたところで完成かなと思うんですか

ら、そこまで含めたきちんとした宅地として利用できる状態での仕上がりというのは、いつぐらいになるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

宅地として地権者が利用できる状況になるということで考えれば、やはり状況としては令和7年3月末にそういった住めるような状況になるっていう面的には、令和7年3月になる状況です。ただ、先ほど申しましたとおり使用収益っていうのを打たないと実際にはお返しできませんので、そこは令和7年の中旬以降ぐらいになるかと思うんですけども、そういったスケジュールになっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

図面があるから聞きたいんですけど、高田越自治会と道の尾自治会と新しく自治会ができると思うんですけど、公園みたいなのが道の尾も確か道の尾グラウンドが使えなくなるとなったら、やっぱり資源ごみの回収とかで公園が必要になるのかなとか、新しい自治会もそういうな部分で公民館用地とか公園とか必要になると思うのですが、そういう予定とかあるのでしょうか。あれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

久保主査。

○主査（久保竜太君）

まず公園なんですけど、こちらに道の尾街区公園と言いまして、仮称なんですけれども、今土木管理課所管でこちらの整備を進めております。集会所の用地については、これは所管が地域安全課になるんですけども、今のところこちらの一括施工区域内を2つの自治会に分けて、集会所を2棟それぞれに建築しようというふうに予定があるみたいですよ。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

高田越と道の尾以外にあと2つ自治会ができる予定で、だけど公園は1カ所だけという予定ってことですか。道の尾自治会も公園がない状況というか、大変な感じになると思うんですけど、その辺はどうなってるのでしょうか。もう正直言って資源ごみ回収とか公園でしてますよね。ああいうのもその今の公園1カ所だけで足りるのかどうか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員、公園については所管が違うので。すいません。

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

公園についてはまた所管がちょっと違うんですけれども、今委員が言われた道の尾自治会が今使用をしております道の尾グラウンドにつきましては、近々の皆さまご存じのとおり共同浄水場の建設が始まるということで、そうなりますともう使えなくなるんですけれども、その中で自治会等からもやっぱりそういった今まで使っていたグラウンドですね。あと精霊船の集積場であったりとか、そういった廃品回収とか、そういったことに使っているの、何とか代替の公園等も準備できないかというようなご要望とかいただいております。その中で町といたしましても、あの辺にグラウンド以外のちょっと町有地であったりとか、広いそういった準備できるような土地がないかというのいろいろ協議をしたんですけれども、なかなか難しいところもございまして。これも構想というか、ちょっと計画としましては、道の尾の水源地の中に今長崎市の水道局が使っている水道施設が水源地の中に今の道の尾グラウンドの道の反対側辺りに施設があるんですけれども、それを何とか長崎市の水道局にご相談をして、何とか公園として供用できないか、そういったところ今確定したものではありませんけれども、そういったことで道の尾自治会の今のグラウンドの代替地として活用できないか、そういったところも今長崎市の水道局の方とも町の水道局も含めて協議をいたしておりますので、今後そういった進展がすれば議会等にもお示しをするようになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと私も勉強不足なんですけど、今の松林委員のことについてちょっと私も考えたんですけれども、要は開発工事をするときの条件として、32条協議とかありますよね。それで緑地を3%取るとかいうこともあって、大体それはもう限定してそれを限定した中で開発行為を行われんといかんと思うんですよね。そうすると今のさっきの質問の中で公園とか、それからそういうふうな集会所なんかも、それからごみの集積場とか、そういう分についてはある程度その場所は決まってるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

公園等緑地等の面積であったり確保についてなんですけども、竹中委員おっしゃるとおり、そういった開発、区画整理につきましても、面積に応じた緑地公園っていうとこ

ろの確保っていうのはうたわれております。その中でこちらの区画整理、高田南土地区画整理事業という枠組みの中で委員おっしゃるとおり開発、区画整理の基準にのっとりまして、3%以上の公園の確保ということはしておりますので、そちらについては、基準をクリアしているというところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

歳入歳出それから主要な施策、頂いた資料、全てにおいて質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

9月14日木曜日に審査予定の請願第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出に求める請願について紹介議員等の説明を求めることについて、皆さんに今からお諮りしたいと思います。

本請願については、会議規則第93条の規定により、紹介議員の説明を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本請願について、紹介議員の説明を求めることに決定いたしました。

続きまして、参考人の出席の件で、お諮りをしたいと思います。

委員会条例第26条の2の規定により、請願者を参考人として出席を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしといたします。よって、本請願については、参考人の出席を求めることに決定いたしました。

以上で本日の委員会は閉会いたします。

また月曜日 9 時半から委員会再開いたしますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

(閉会 11 時 54 分)